

第8回原子力政策円卓会議・発言要旨

1996年7月24日

市民フォーラム2001代表／筑波大学助教授

岩崎駿介

私は、すでに、この円卓会議第二回において発言する機会をえて、(1)円卓会議のあり方、(2)情報公開、(3)原子力の商業利用廃止をめざす原子力政策のあり方、そして(4)より深い原子力政策検討のためのモラトリアム(政策実行一時停止)の4点について意見を述べました。

その後、この円卓会議が10回まで延長され、一般公募の方も発言できることを知り喜びましたが、5回から10回までの討議されるべき議題設定については不十分であると感じています。それは、第1回から第4回までの発言者の中に、私のみでなく多くの方が「この円卓会議での発言が、どのように原子力政策そのものに反映するのか」について疑問を呈したにもかかわらず、それについての討議枠が十分に設定されないまま討議が進んでいるからです。会議参加者が、会議そのもののあり方に疑問や質問を呈したとき、主催者は事情説明をふまえて何をおいてもその疑問に答えていくことが、一般の社会習慣からしても当然の責務ではないでしょうか。

私たち円卓会議で発言した17人は、このような事情をふまえて、去る7月16日、発言者有志という形で中川秀直原子力委員長に「提言書」を提出しました。その内容は、別添の「原子力円卓会議への提言」にあります。その基本的主旨は「原子力委員会は、この円卓会議で表明された意見をどのように原子力政策そのものに反映するかの具体的な方法をできるだけ速やかに明らかにしてほしい」ということです。

私の今日の発言は、この提言書提出と絡んで、東西対立の崩壊以後(1)そもそも「円卓会議」とはどのような歴史的な意味を持っているのか、そして(2)ここでの発言をどのように政策立案に生かすことができるのかについて申し上げたい。

1. 円卓会議の今日的意味

当原子力政策円卓会議は、その開催主旨に「国策としての位置づけの一層の明確化」あるいは「原子力政策に対する国民の不安感などに応え、国民合意の形成に資するため」という文章が散見され、「もんじゅ」の事故によって生じた市民の原子力に対する不安に応え、政策そのもののタガを締め直そうとするかのような印象を与えています。しかし、この「円卓会議」とは、くしくも地球サミット(環境と開発に関する国連会議/1992)で採用された21世紀への行動計画「アジェンダ21」の第三部で規定されている「対話(パートナーシップ)の精神」を具体化したものであり、異なる立場と意見を持つ人々の意見を聞いて、政策そのものに反映させていくというもっとも今日的に示す的確な政策決定方策なのです。

国連は、国家の代表が出席して国際的な合意をはかる機関です。しかし、時として国連

会議は出席する各国の「国益」は守れても、共通する「地球益」や「未来益」を守ることができない場合があります。そこで、国連は国家を越えた「地球益」または「未来益」を国際的な場において代弁できるよう、NGO（非政府組織）の代表を出席させ、国家と時代を越えた公平性を確保しようとしています。

一方、原子力委員会の法的根拠である「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」によれば、原子力委員会委員長は科学技術庁長官であること、そして原子力委員会委員は国会の承認を得る必要があると規定しています。つまり現在の原子力委員会は、国政が色濃く反映できるような法的枠組みの中にあり、国策としての経済成長、経済成長のためのエネルギー安定供給、そして安定供給のための原子力の商業利用という文脈の中で、原子力発電は国是としてこれを実行しなければならないという命題を担わされています。言い換えるならば、経済力を背景とした「国家安全保障」のために、原子力利用が進んでいるのです。

しかし、東西対立崩壊後の現代世界にあっては、「国家安全保障」よりも「地球安全保障」、すなわち国家と時代を越え、地球益と未来益をどのように現代の枠組みの中に組み込むことができるかが問われています。つまり、異なる立場を越えて社会的合意を採る

「円卓会議」こそ、いま歴史的にして緊急に求められている討議方策であり、その内容をいかに具体的施策に結びつけて行くことができるかが問われています。

したがって、原子力委員会は、円卓会議を決して反対派の意見を「聞き置く場」として位置づけるのではなく、地球安全保障をも視野に入れた政策決定の場として尊重しなければなりません。

当円卓会議に出席されている原子力委員の方々、自治体の方々、企業の方々、研究者・学者の方々も、いまや時代は国家の手を離れて、地球社会の時代に入りつつあることを理解いただきたい。人のために尽くしたいという気持ちを生かすには、いまや単に国家に奉仕するのみではなく、国家を越えた地球益と未来益擁護の道を模索すべきと考えます。

2. 原子力委員会と原子力政策円卓会議

以上述べてきた主旨から、まず原子力委員会の改組、とりわけ委員長を科学技術庁長官が勤めるという国家と原子力委員会の癒着を防ぎ、国家利益を越えた地球益と未来益とを包含できる委員会構成に改めるべきと考えます。しかし、法改正を伴うこの方法が早急に実現しないならば、円卓会議の討議内容をいかに具体的な政策に結びつけるか方法を確立しなければならない。そのため、円卓会議を原子力委員会のたとえば「諮問委員会」として位置づけ、原子力委員会の政策決定における公平性と透明性確保のための有効な手段とすべきです。

また、日本における原子力利用は、日本各地の地域社会と密接なつながりを持って進行しているため、原子力政策円卓会議を原子力施設を保有する県または市町村にも設置して権限の分散をはかり、政策決定へのより多くの市民参加を実現しなければならないと考えます。